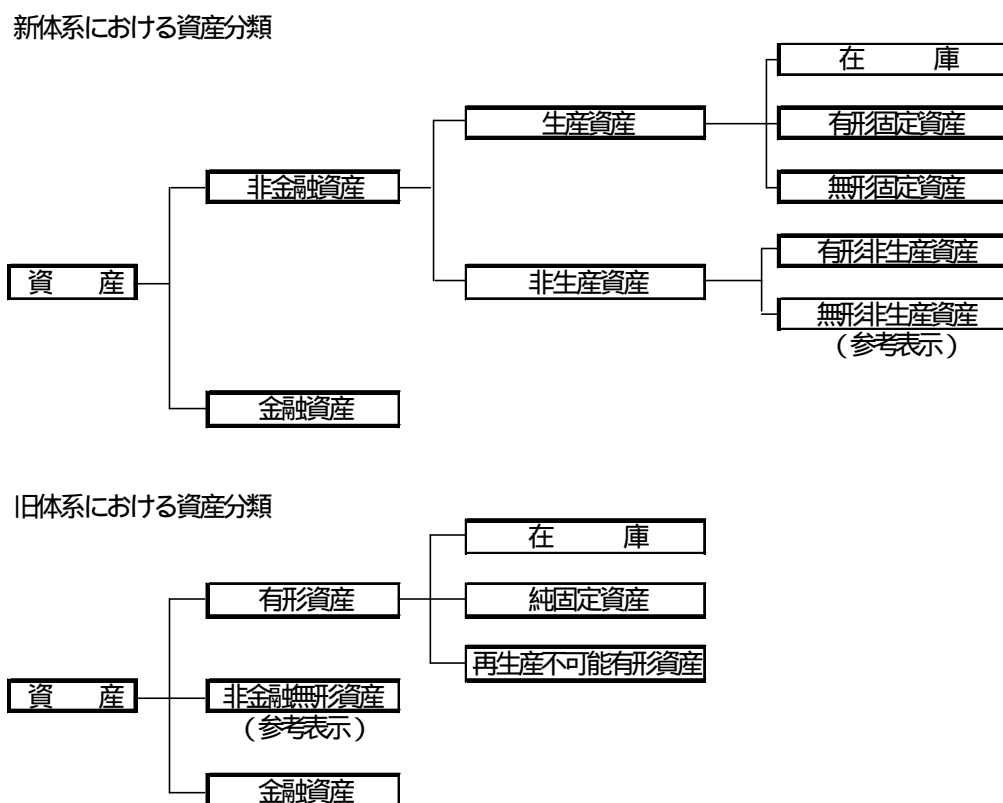


第2節 資本勘定

資本勘定 Capital account

3.44 国連の 93SNA は、資産（ストック）に関わりのある資本勘定として、「蓄積勘定（資本調達勘定、調整勘定）」及び「貸借対照表」の2つの勘定を据えている。これらは、「各制度部門により所有されている資産と負債の特定時点における価値及び時間を通じたその価値の変動」（国連 93SNA）に関する勘定体系群である。このような勘定体系群に記録される「資産」の対象は、国連の 93SNA 上「経済資産」とされており¹、我が国においては、記録する「経済資産」を、「所有権を制度単位が行使する実体であり、一定期間の所有・支配によって所有者がそこから経済的利益を引き出せる実体」と位置付け、資本形成関係の勘定の中で記録している。

図3 - 10 資産分類の新旧対照



¹ 国連 68SNA においては、資産に関し、体系に記録する明示的な定義は存在しなかった。

3.45 国連勧告に基づく我が国の 93SNA においては、経済資産の分類方法を大きく変更している（図 3 - 10 参照）。これまで、我が国の 68SNA においては、資産の分類は、まず有形資産、非金融無形資産、金融資産に分類され、有形資産がさらに在庫、純固定資産、再生産不可能有形資産に分類されていた。一方、93SNA においては、資産は、まず第 1 段階で、非金融資産と金融資産（・負債）に分類される。非金融資産は、生産資産と非生産資産に分類され、さらに各々有形資産と無形資産に分類される（生産資産には在庫も含まれる）。以下では、国連の 93SNA に基づく我が国の新しい 93SNA における非金融資産の内容、68SNA の体系からの変更等について説明する（金融資産・負債の内容については次節において解説する）。

生産資産 Produced asset

3.46 金融資産の一項目としての「生産資産」とは、「国民経済計算体系の生産境界内に含まれる過程から、産出として出現した非金融資産」（国連 93SNA）である。さらにこの生産資産は、固定資産（有形、無形）及び在庫から構成される²。このうち「固定資産」は、「生産者により 1 年を超えて生産過程において繰り返し、または継続して使用される生産資産」（国連 93SNA）と定義され、「有形固定資産」、「無形固定資産」から構成される。固定資産の購入は、フロー上の固定資本形成となる。我が国の 93SNA においては、フローの「形態別総資本形成」（付表 15）において、ストックの「国民資産・負債残高」（付表 1）及び「国民資産・負債残高に関する調整勘定」（付表 2）において、それぞれ「有形固定資産」を「住宅」、「住宅以外の建物」、「その他の構築物」、「輸送機械」、「その他の機械・設備」、「育成資産」の 6 つに分類して記録している。有形固定資産は、68SNA における「純固定資産」に相当するものであるが、以下にみるとおり、自然育成が新たに記録されていることなど、68SNA に比べ内容・範囲が変わっていることに注意する必要がある。

〔有形固定資産 Tangible fixed assets〕

3.47 国連の 93SNA は、有形固定資産として、旧来の「建築及びその他の構築物」、「輸送機器及びその他の機械設備」に加え、新たに、経済資産としての価値を有する「育成資産」を記録することを勧告している。

² このほか国連 93SNA においては非金融資産として、「貴重品」という内訳項目が設けられているが、我が国ではその産出が少ないこと、基礎統計上の制約等の理由からその導入を見送っている。

< 育成資産 cultivated assets >

3.48 育成資産とは、「制度部門の直接の制御、責任及び管理の下に繰り返し生産物を産出する、繁殖・搾乳・牽引用の家畜、及び葡萄園、果樹園及びその他の樹木のプランテーション」(国連 93SNA)であるとされている。このうち、制度部門により所有されており、その所有者に対する利益の源泉である場合にのみ、それが記録すべき経済資産であるとしている。我が国の 93SNA においてもその考え方を採用し、実際に所有権が確立され、それが実際に行使される資産を記録する。具体的には、種畜・乳牛等(我が国 68SNA の体系においては「機械器具等」の一部)、葡萄園、果樹園、農園等(我が国 68SNA においては「再生不可能有形資産」のうちの「耕地」の一部)、果樹・茶木の育成成長(68SNA においては、「土地の改良・開発および果樹等の育成」の一部)が、この「育成資産」の項目に計上されている。これらの育成資産の会計期間中における成長分は、原則として総固定資本形成に計上されるが、自己勘定以外(専門的生産者)で育成される資産については、その成長分を「在庫(仕掛品)」として記録し、総固定資本形成としては扱わない³。

【無形固定資産 Intangible fixed assets】

3.49 国連の 93SNA は、有形固定資産に加えて、新たに「無形固定資産」を国民経済計算の体系に導入することを勧告している。これは、「主に、鉱物探査、コンピューター・ソフトウェア、娯楽、文学または芸術作品などからなる、1年より長く使用することを意図した非金融固定資産」(国連 93SNA)とされている。この概念の導入に伴い、我が国の 93SNA においては、無形固定資産の範囲のうち、統計の利用可能性を検討した上で、鉱物探査、受注コンピューター・ソフトウェア、プラントエンジニアリング⁴の3つを無形固定資産として扱うこととした。

< 鉱物探査 Mineral exploration >

³ 我が国の産業関連表、国民経済計算体系(SNA)では自己勘定以外(専門的生産者)で育成される軽種馬(競走馬)の成長分を仕掛品在庫として捉えている。なお、自己勘定であれば、軽種馬(競走馬)も総固定資本形成の内訳「育成資産」に含まれることになる。

⁴ 3つの無形固定資産のうち、鉱物探査は、耐用年数が1年であるため、フローの総固定資本形成としては計上されるものの、ストックの固定資産としては積み上がりず計上されない。また、プラントエンジニアリングも、フローの総固定資本形成として計上されるものの、ストックの固定資産としては、その額の推計に耐用年数分(約20年)の設備等蓄積が必要になるため、1990年からの遡及推計値しかない2000年10月末段階では、積み上がりず、便宜上68SNAベースと同様に有形固定資産として計上されている。これら2つの取扱いにより、暫定的に、ストックの「無形固定資産」として計上されるのは、受注コンピューター・ソフトウェアのみである。

- 3.50 国連が提示した 93SNA によれば、鉱物探査は、「石油、天然ガス、非石油鉱床の探査に関する支出」を指し、「探査の成否を問わず全てを含む」支出であるとされている。我が国の 93SNA の場合には、石油公団の「国内石油天然ガス基礎調査費」及び金属鉱業事業団（一般政府）の「広域地質構造調査費」「精密地質構造調査費」を鉱物探査費として記録している。なお、年々の鉱物探査費用は、93SNA において総固定資本形成として計上されることとなっていたものであるが、68SNA においてはこれらの支出は中間消費として扱われていた。

<コンピューター・ソフトウェア Computer software >

- 3.51 国連が示した 93SNA は「コンピューター・ソフトウェアが市場において、個別にあるいはハードウェアとともに、それが購入されたものであるか、あるいは自社で開発されたものであるかを問わず、生産者が 1 年を超えて生産において使用するコンピューターのシステムソフトウェア及び標準的アプリケーション・ソフトウェアを無形固定資産として取り扱う」としている。この解釈によれば、93SNA において固定資産と計上すべきコンピューター・ソフトウェアは、ハードウェア（電子計算機本体）と一体のもの、市場において購入されるもの（受注型及び汎用型）、自社開発されるもの（インハウス型）からなる。我が国の 93SNA では、これらのうち電子計算機と一体のものを有形固定資産に、受注型ソフトウェアを無形固定資産として位置付け、総固定資本形成の一部として記録する。なお、電子計算機と一体のコンピューター・ソフトウェアについては、68SNA においても純固定資産、固定資本形成として位置付けられていた。
- 3.52 コンピューター・ソフトウェアのうち、今回汎用型ソフトウェアを固定資本形成として含めないのは、現行の平成 7 年産業連関表においても、固定資本形成としてではなく、各商品の生産のために中間消費されるものと見なしていることに起因する。これは、既存の統計調査によっては、購入者が企業か家計かを区別できず、また企業向けが把握できたとしても単価別の計数はなく、したがって、企業の購入した汎用型ソフトウェアを固定資本形成と中間消費に分離することが不可能であったためである。また、インハウス型ソフトウェアについては、国連 93SNA において、その推定基本価格、若しくは生産費用で評価された投資額を計上することが推奨されているが、この場合、自社内でソフトウェアを開発するためのプログラマーの雇用者数及びその報酬、中間投入等といった生産コストにかかる統計が必要になるが、我が国の国民経済計算の体系上、企業の研究開発分（R&D）や雇用者報酬とを区別した重複計算が除去された包括的な推計を行うことができないため、その導入を見送っている。

表3 - 7 コンピューター・ソフトウェアの範囲

ソフトウェアの範囲		93SNA の取扱い	68SNA の取扱い
電子計算機本体と一体のソフトウェア		有形固定資産 (総固定資本形成) ^(注)	純固定資産 (総固定資本形成) ^(注)
購入型	受注型ソフトウェア	無形固定資産 (総固定資本形成)	- (中間消費)
	汎用型ソフトウェア	- (中間消費)	- (中間消費)
インハウス型ソフトウェア		- (中間消費)	- (中間消費)

(備考)各項目の上段はストック面での取扱い、下段はフロー面での取扱いを示す。

(注)電子計算機本体が家計によって購入される場合は、家計最終消費支出に記録される。

<プラントエンジニアリング⁵ Plant engineering >

- 3.53 国連の93SNAにおいて勧告はされていないが、我が国の93SNAへの移行に伴い、68SNAで表章していた純固定資産のうち、「その他の構築物」等の土木関連の資産項目に含まれていたプラントエンジニアリングに係る投資分を、別途、無形固定資産として再編成している。これは、平成7年産業連関表での扱いと整合的である。プラントエンジニアリングを93SNA上の無形固定資産に計上するのは、エンジニアリング業の産出するサービスのうち、工事費・労務費と設備機器といった外注費用を控除した部分、すなわち純粋なサービス生産額の部分である。

【在庫 Inventories】

- 3.54 国連の93SNAにおいては、生産資産としての在庫を、「当期または以前の期に存在するようになった財貨・サービスで、後日の販売、生産あるいはその他の使用のために保有されるもの」と定義している。この定義に基づく我が国の93SNAでは、在庫を68SNAと同様に、その形態に応じて、「製品在庫」、「仕掛品在庫」、「原材料在庫」、「流通在庫」に分類している。このうち、「1回だけ産出物を生産する動植物の育成期間中の成長増加分」及び「複数回産出物を生産する動植物の成長増加分で自己勘定以外で産出されるもの」については、パラグラフ3.48で説明したとおり、93SNAにおいて新たに「仕掛品在庫」として記録される(具体的な育成資産の仕掛品については表3-8を参照)。なお、68SNAにおいて、

⁵ プラントエンジニアリング業とは、「顧客の要請に応じ、技術、材料、機器、設備等を有機的に統合することにより、高度な機能を果たす施設を完成させることに関連し必要となる事前のコンサルティング、基本設計、詳細設計、調達、建設、据え付け、試運転、操業保全等の一連の業務の全てまたはいくつかの組み合わせを、自ら若しくは外部の事業者を利用して行う業務を営んでいる企業で、これらの業務を専業としない企業も含まれる(総合建設会社(ゼネコン)の行っているエンジニアリング業務を除く)」(通商産業省「特定サービス産業実態調査」より)をいう。

フローの「総固定資本形成」及びストックの再生産不可能有形資産「森林」の内訳項目として記録されていた「立木」は、93SNAにおいて、育成自然資産の概念が導入されたことに伴い、一回だけ産出物を生産する動植物として、仕掛品在庫に記録している。

表3 - 8 仕掛品在庫として記録する育成自然資産

93SNAにおける育成資産の仕掛品	68SNAの取扱い
1 回だけ産出物を生産する動植物	
立木（造林）	成長増加分を記録せず
肉用牛	成長増加分を製品在庫に計上
種苗	成長増加分を記録せず
花き・花木類	同上
海面養殖業（真珠、かき等）	同上
複数回産出物を生産する動植物	
自己勘定以外の軽種馬 ^(注) （その他の畜産）	成長増加分を自己勘定分と合わせ、純固定資産（総固定資本形成）に計上

(注) 複数回産出物を生産する動植物のうち自己勘定分は、有形固定資産として計上される（パラグラフ 3.48 参照）。

< 一般政府の在庫の記録 >

3.55 国連 93SNA によれば、一般政府の在庫の範囲を拡張し、「政府によって保有される全ての財貨を在庫品に含める」こととしている。我が国の国民経済計算の体系においては、従来、公的企業以外に一般政府の在庫の記録を行っていなかったが、93SNA への移行に伴い、一般政府に分類される諸機関・団体のうち、貸借対照表が存在する団体についてのみ、在庫（在庫品増加、在庫）を記録している。具体的には、石油公団（備蓄勘定）⁶、核燃料リサイクル開発機構（旧動力炉・核燃料開発事業団）、宇宙開発事業団等の保有する財貨を一般政府の在庫として記録している。

非生産資産 Non-produced asset

3.56 非金融資産のうち、これまで述べた生産資産以外の非生産資産は、「生産過程によって出現するもの以外の非金融資産であり、『有形非生産資産』と『無形非生産資産』からなり、非生産資産の所有権移転及び大規模改良の費用を含む」（国連 93SNA）と定義されている。そのうち、「有形非生産資産」は、「自然界で生起し、所有権の確立・行使、及び移転が可能な非生産資産。公海及び大気のように、所有権が確立されない、またはされ得ない環境資産は除外される。」と定義

⁶ 石油公団は、68SNA においては公的非金融法人企業として位置付けられていたが、93SNA に基づく体系においては、勘定毎に活動内容を吟味した結果、石油備蓄勘定については一般政府に、一般勘定につい

されている。我が国の 93SNA においては、こうした有形非生産資産を、その形態に応じて、ストックの「土地」、「地下資源」、「漁場」に分類している。一方、特許実体、賃貸借件及びその他の譲渡可能な契約からなる「無形非生産資産」については、我が国の基礎統計上の制約があることから、93SNA において参考表示を行うにとどめている。なお、フローにおいては、「有形非生産資産の改良」に記録される（パラグラフ 3.62 参照）。

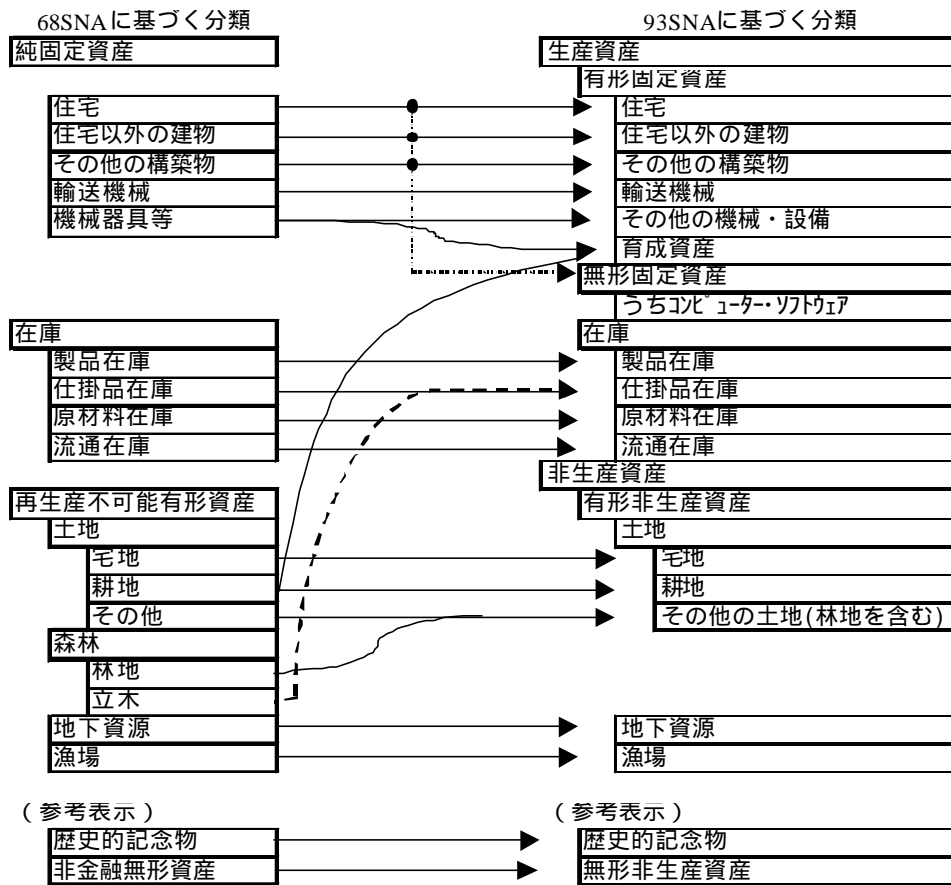
〔有形非生産資産 Tangible non-produced assets〕

3.57 有形非生産資産を構成する「土地」、「地下資源」、「漁場」のうち、国連の勧告にはないが、「土地」をさらに「宅地」、「耕地」及び「その他の土地（林地を含む）」に分類している。68SNA において「森林」の内訳項目「林地」として記録されていた資産は、93SNA において「その他の土地（林地を含む）」に含めている。また 68SNA において「土地」の内訳項目「耕地」に記録されていた土地資産のうち、ぶどう園、果樹園、農園等の複数回産出物を生産する植物については、前述の通り、93SNA において「有形固定資産」のうちの「育成資産」に記録している。「地下資源」は、石油・石炭・天然ガス、金属・非金属鉱物資源からなる概念である。また「漁場」は、養魚場・養殖池等の漁場を指す（養殖されている魚類そのものは、育成資産としての「仕掛品在庫」に含まれる。表 3 - 8 参照）。なお、「地下資源」及び「漁場」の資産項目の範囲については、68SNA からの変更はない。

3.58 次頁の図 3 - 1 1 は、非金融資産の新旧対照表を示したものである。

ては公的金融機関に分類することとなった。

図3 - 1 1 非金融資産（ストック）の新旧対照表

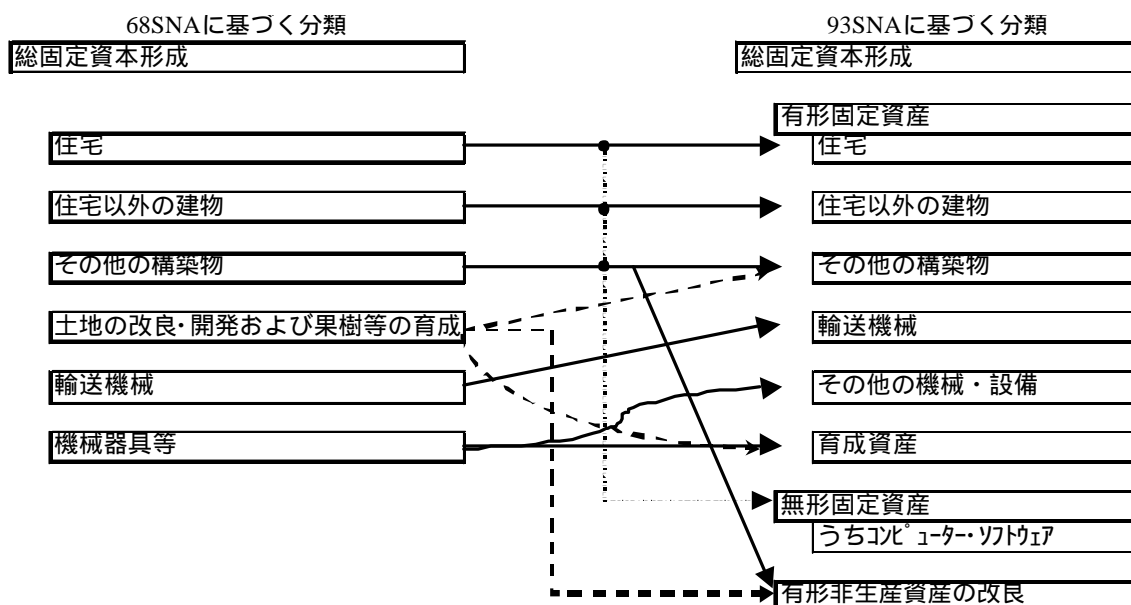


は、旧「住宅」「住宅以外の建物」「その他の構築物」のうちプラントエンジニアリング相当分。

総固定資本形成 Gross capital formation

3.59 国連の 93SNA は、総固定資本形成を「生産者による会計期間中の固定資産の取得マイナス処分」、制度単位の生産活動により実現した非生産資産の価値の増加分を加えたもの」と定義している。我が国の 93SNA では、国連 93SNA での資本勘定における資産変動の分類に合わせ、フローとストックの分類の整合性をとりながら、図3 - 1 2の右欄にある分類のとおり、「有形固定資産」「無形固定資産」「有形非生産資産の改良」のそれぞれについて、資産分類の性質に則して、形態別の総固定資本形成の記録を行っている。なお、以下の分類で使用されている用語の定義については、これまで説明した資産分類での用語の定義と同じである。

図3-12 総固定資本形成の新旧対照



は、旧「住宅」「住宅以外の建物」「その他の構築物」のうちプラントエンジニアリング相当分
 は、旧「その他の構築物」のうち土地造成分
 は、旧「土地の改良・開発および果樹等の育成」のうち果樹園等の開発分
 は、旧「土地の改良・開発および果樹等の育成」のうち治水事業、灌漑・洪水調整事業分
 は、旧「土地の改良・開発および果樹等の育成」のうち上記、以外のもの

〔有形固定資産、無形固定資産〕

〔Tangible fixed capital、 Non-tangible fixed capital〕

3.60 我が国の93SNAにおける総固定資本形成の「有形固定資産」は、資産の分類と同様に、「住宅」、「住宅以外の建物」、「その他の構築物」、「輸送機械」、「その他の機械設備」、「育成資産」の6つに分類される。このうち「住宅」、「住宅以外の建物」の範囲は、プラントエンジニアリング投資分が無形固定資産に分類されるということを除いて、68SNAからの概念上の変更はない。また、「輸送機械」は68SNAのそれと同概念である。68SNAにおける「その他の構築物」のうち土地造成分は次項で述べる「有形非生産資産の改良」に含まれる一方、93SNAの「その他の構築物」は、68SNAの「土地の改良・開発及び果樹等の育成」のうち治水事業、灌漑・洪水調整事業分等を含む概念である。「その他の機械・設備」は、資産分類と同様、68SNA「機械器具等」のうち種畜・乳牛等を除いた部分が該当する。「育成資産」は、68SNAの「機械器具等」うち種畜・乳牛分、「土地の改良・開発及び果樹等の育成」のうち果樹園・ぶどう園等の育成成長分の合計に相当するものである。

3.61 一方、無形固定資産については、63SNAでの純固定資産のうちのプラントエンジ

ニアリング分及び新たに資産として記録されるコンピューター・ソフトウェア（受注型）、鉱物探査費用を含む概念である。これらの固定資産に係る総固定資本形成には、当該固定資産の生産能力の向上、耐用年数の延長等の効果を持つ大規模改良や所有権の移転に伴う費用（不動産を除く⁷）も含まれている。

〔有形非生産資産の改良〕

〔Improvements to tangible non-produced assets〕

- 3.62 国連の 93SNA において、総固定資本形成のうち、新たに盛り込まれた「有形非生産資産の改良」は、「実際には、土地の改良」(国連 93SNA)とされており、その上で、「土地の量、質または生産性の大規模改良をもたらしたり、その悪化を防止したりする取得のこと」と定義されている。我が国の 93SNA には、68SNA における「土地の改良・開発及び果樹用の育成」のうち、果樹園・ぶどう園等の育成成長分の合計に相当する分及び治水事業、灌漑・洪水調整事業分を除いた分に、68SNA における「その他の構築物」のうち、土地造成分を加えた分から構成される。具体的には、海岸事業や農林土木事業、治山、災害復旧の一部⁸等が含まれる。なお、有形非生産資産の改良は、各制度部門による土地の売買を記録する「土地の購入（純）」とは区別して記録される独立の概念である。

<防衛関係支出の取扱い>

- 3.63 国連の 93SNA は、一般政府の総固定資本形成の範囲について、「民間の使用者でも生産目的で取得可能で、かつ軍の使用形態が民間と同様であるような固定資産に対する軍の支出を総固定資本形成として扱う」こととしている。これに対して国連の 68SNA では、軍事目的で使用される建造物やその他の耐久財の取得に要する支出は総固定資本形成から除かれるとしていた。我が国の 93SNA においては、国連の 93SNA の勧告を受け、68SNA において政府の中間消費として扱っていた防衛関係支出⁹のうち、民間転用可能な固定資産に係る支出を、一般政府の総固定資本形成に記録している。具体的には、決算書における施設整備費等の投資項目を総固定資本形成として計上している。なお、国連の 93SNA におい

⁷国連 68SNA 及び国連 93SNA においては、建物や土地といった不動産の所有権移転費用についても該当する資産に係る総固定資本形成に含めることとされているが、我が国の場合、不動産の所有権移転費用である不動産仲介手数料は、サービスを楽しむための消費であるとの観点から、中間消費に位置付けている。

⁸産業連関表より、「河川・下水道・その他の公共事業」の生産額から「災害復旧」及び「その他」の生産額を除いた額の合計を、当該項目の「その他の構築物」相当分と「有形非生産資産の改良」相当分の比率で按分して算出された額。

⁹防衛庁、防衛施設庁所管決算のうち公務員宿舍の施設費については、68SNA から既に公的企業による固定資本形成（公的住宅）として扱われている。

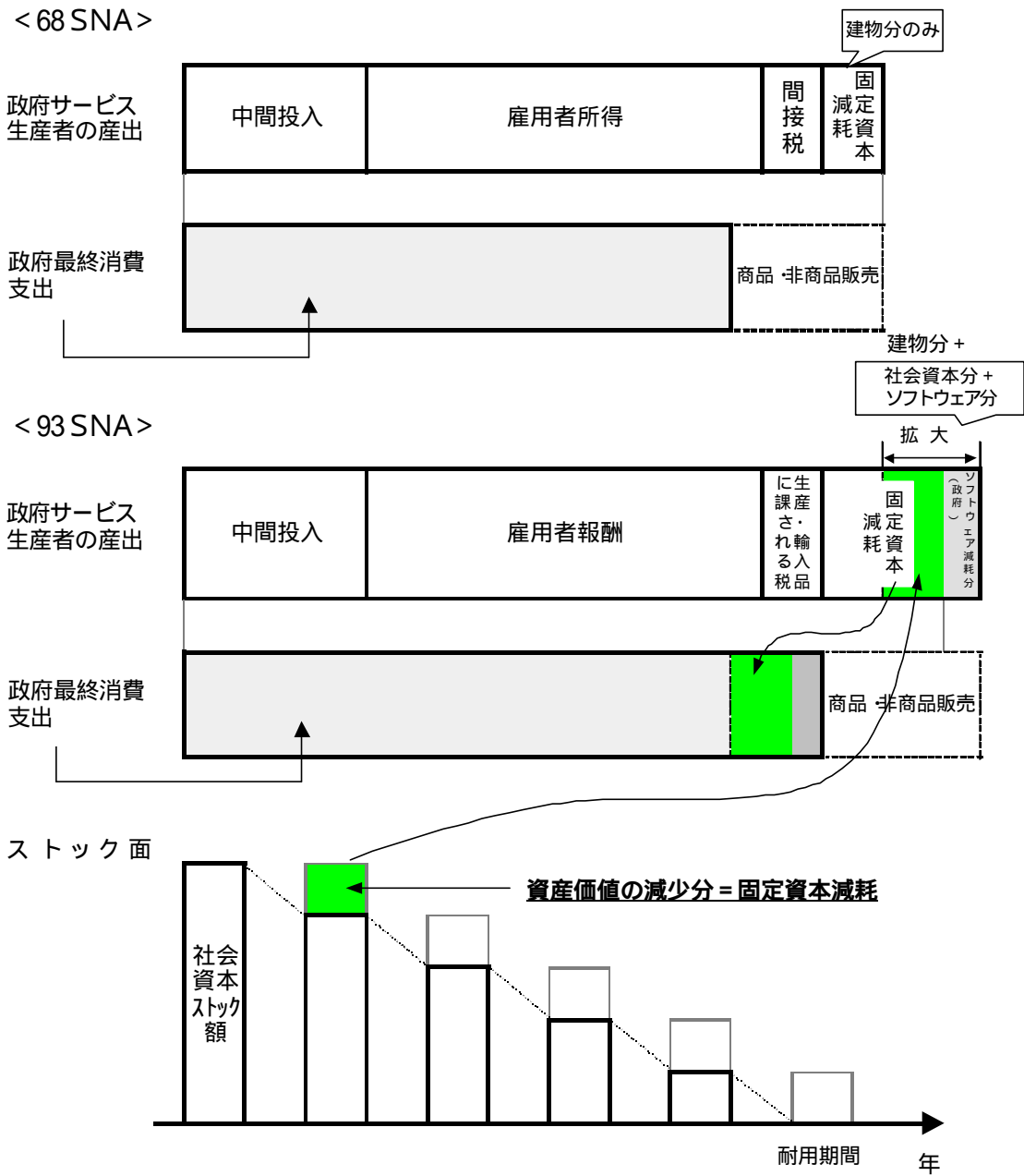
ては「軍事用兵器ならびにそうした兵器を搭載、発射することを唯一の目的とする輸送手段及び設備は中間消費とする」とされているところであり、我が国 93SNA においても、施設整備費以外の防衛関係支出費目については、「民間転用可能」な部分を抽出することも不可能であり、従来通り、総固定資本形成ではなく中間消費として取り扱っている。

< 社会資本に係る固定資本減耗 >

- 3.64 一般政府の固定資本減耗の扱いは、68SNA から 93SNA への移行に伴う大きな概念上の変更の一つである。国連 68SNA においては、「一般政府の保有する道路、ダム、防波堤のような資産（いわゆる社会資本）については、計測が困難であるため固定資本減耗を計上しない」とこととされていたが、国連の 93SNA 上、これらの社会資本についても、固定資本減耗を計上すべきであることを勧告している。68SNA においては、道路、ダム等の一般政府が所有する構築物について、維持・補修により社会資本は無限の耐用年数を持つことを想定していたのに対し、93SNA においては、維持・補修により当該資産の耐用年数が延びる場合であっても、その耐用年数は有限であることとしている¹⁰。すなわち、概念上、社会資本の固定資本減耗分については、社会資本の提供するサービスとして利用された対価として見なすことになる。この場合、社会資本の固定資本減耗分は、フロー面では、需要項目別にみた政府最終消費支出の構成項目となり、グロス表示としての国内総支出（GDE）を押し上げる要因となる（図 3 - 13 参照）とともに、資本調達勘定の実物取引を構成する項目の一つともなる。また、ストック面では、PI 法（Perpetual Inventory Method、恒久棚卸法）を用い、再取得価格（現在価値）で社会資本の新規投資額を逐次積み上げた上で、同じく再取得価格で固定資本の減耗分を差し引いている。なお、従来の 68SNA 上、一般政府部門上は、一般政府が所有する庁舎等の建築物についてのみ政府最終消費支出に固定資本減耗を記録していた（図 3 - 13 参照）。我が国において新たに社会資本として固定資本減耗を記録しているのは、フロー推計では、道路、港湾、航空、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑）、漁業、下水道、廃棄物処理、林業（林道）の 11 部門、ストック推計では、上記部門に学校施設等、社会教育施設等を加えた 13 部門についてである。

¹⁰93SNA において、一般政府の固定資本減耗を計測する資産の対象範囲は、68SNA において推計を行っていた建物部分、新たに推計を行う社会資本部分、及び一般政府の購入するコンピューター・ソフトウェア（受注型）部分となる。その他の一般政府の保有する資産（防衛支出の対象となる民間転用可能な固定資産を含む）については、前述のとおり実際上推計が困難なため、固定資本減耗の推計を行わない。

図3 - 13 社会資本の固定資本減耗の計上



93SNA移行後の政府最終消費支出は厳密には、以下の式で表される。
 政府最終消費支出 = (中間投入 + 雇用者報酬 + 生産・輸入品に課される税 + 固定資本減耗)
 商品・非商品販売 + 現物社会給付等
 現物社会給付等：一般政府から家計への医療給付等の移転的支出

< 資本移転 capital transfers >

- 3.65 資本調達勘定に記録される資本移転とは、従来、「反対給付を伴わない移転であって、受取側の経常所得が増加せず、また支払側も経常所得が減少しないと考えられるもの」(国連 68SNA)とされており、国連が示した 93SNA においても、定義そのものは変わらない。ただし、その記録方法について、我が国は、68SNA が各制度部門について受取と支払の差額として「純」ベースの計数を記録していたのに対し、93SNA においては、受取と支払をネット・アウトせず、それぞれを記録している。また、一般政府及び家計の資本移転の内訳として、「うち資本税」を新たに独立表章している。その資本税とは、「不規則で非常にまれな間隔で、制度部門が所有する資産や正味資産の価値に対して課される税、あるいは、遺産相続、生前贈与、その他の移転の結果として制度部門間で移転する資産の価値に対して課される税から構成される」(国連 93SNA)ものであり、我が国の 93SNA では、家計から一般政府に納税される相続税、贈与税を指す。